

第16回統一地方選挙の投票所へ 移動制約者への送迎ボランティア実施要綱

～ どうなる？ どうする？ これからの札幌市の障害福祉施策 ～

1 目的

「明るい選挙」、「一人ひとりがみな主役」など国民の権利である選挙は、それぞれの有権者自身の自己決定と自己選択により投票することが求められています。

また、投票に行くことが困難な有権者のためには、参考資料のとおり「郵便等による不在者投票制度(以下、郵便等投票制度)」が利用できるようになっています。

しかし、この郵便等投票制度については、2004年7月に札幌市選挙管理委員会に照会したところ、身体障害者(肢体)の場合は、その身体障害者手帳の障害名に「両下肢、体幹機能、移動機能」の記載がないと利用できないことが明らかになりました。

一方、現実の身体障害者手帳では、肢体障害名を「完全麻痺、歩行困難、起立困難、座位保持困難」といった記載がされているものもあります。

この現状から、こうした障害名が記載されている肢体障害者も郵便等投票制度を利用できるように選挙管理委員会にお願いしましたが、今日まで改善は行われていません。

そこで、今回の企画は、こうした実態とニーズを無視する選挙施策に対して私たち障害者及び関係団体が、郵便等投票制度を利用できない障害者等が投票所へ行くことを支援し、一人でも多くの市民が選挙に関心を持ち投票しに行っていくことを目的として実施します。

2 主催 障害者自立支援法に地域の声を届けよう北海道実行委員会

3 協力 北海道移動・移送サービス連絡会(STネット北海道)、(社福)アンビシャス、札幌いちご会、(特非)障害者自立生活センターIL-ism、(特非)自立支援センター歩歩路、(特非)ホップ障害者地域生活支援センター、札幌福祉輸送(株)、(株)トラベラーズサポート

4 実施時期

- (1) 期日前・不在者投票 2007年4月 1日(日)～7日(土)
- (2) 投票日 2007年4月 8日(日)

5 利用申込できる方

- (1) 札幌市内在住で、郵便等投票制度を利用できなく、投票所へ行くことが困難な障害者。
- (2) 札幌市内在住で、介護保険被保険者証に記載されている要介護状態区分が 要介護4以下で投票所へ行くことが困難な高齢者。
(* 郵便等投票の内容と利用できる方等については、参考資料を参照ください。)

6 申込方法 別添「送迎申込書」をメールかFAXで、以下7の申込及び問い合わせ先へ 3月30日(金)までに送信する。

7 申込及び問い合わせ先

DPI(障害者インターナショナル)北海道ブロック会議

住 所: 〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1-55 ほくろうビル5F

TEL:(011)219-5687

FAX:(011)219-5688

e-mail:info.hokkaido@dpi-japan.org

URL: <http://www.dpi-japan.org/hokkaido/>

< 以下、札幌市選挙管理委員会のホームページから「郵便等による不在者投票制度」関係抜粋 >

ご自宅で投票ができる「郵便等による不在者投票制度」をご存知ですか？

公職選挙法の一部が改正され、郵便等による不在者投票の対象者が一部拡大されるとともに、代理記載制度が新たに創設されました。

拡大された対象となる方は、介護保険の被保険者証をお持ちの方で被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方です。

郵便等による不在者投票制度及び新たに創設された代理記載制度の概要については、以下のとおりです。

【郵便等による不在者投票制度とは】

「郵便等による不在者投票制度」とは、身体の障がい等により投票所へ行けない方を対象にご自宅で投票できる制度です。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証をお持ちの方のうち、次の一定の障がい等に該当する方が利用できますので、ぜひご利用ください。

【利用できる方は】

この制度を利用できる方は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証をお持ちの方で、次に該当する方です。

1 一定の障がいに該当する方

(1) 身体障害者手帳に記載されている障がいが次の程度に該当する方

両下肢、体幹、移動機能 1級若しくは2級

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 1級若しくは3級免疫(対象拡大) 1級から3級まで

(2) 戦傷病者手帳に記載されている障がいが次の程度に該当する方

両下肢、体幹 特別項症から第2項症まで

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸 特別項症から第3項症まで

(3) 介護保険被保険者証に記載されている要介護状態区分が次に該当する方

要介護状態区分(対象拡大) 要介護5

2 1の障がい等に該当する方で投票用紙等にご本人が記載できる方

点字による記載はできません。

3 1の障がい等に該当する方で投票用紙等にご本人が記載できない方(新制度)

次の障がいのある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届出た選挙権を有する者に代理により記載させることができます。

(1) 身体障害者手帳に記載されている障がいが次の程度に該当する方

上肢若しくは視覚 1級

(2) 戦傷病者手帳に記載されている障がいが次の程度に該当する方

上肢若しくは視覚 特別項症から第2項症まで

【利用するための手続きは】

この制度を利用して投票を行うには、あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会 に申請を行い、「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

「郵便等投票証明書」の交付申請手続きについては、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。